

ソ連占領下におけるドイツの性問題と性教育

池谷 壽夫

目次

はじめに——本稿の課題

1. 性問題としてのレイプ・性病・妊娠中絶
2. ソ連軍政本部の性病対策
3. 子ども・青少年の性問題と性的啓発の必要性
4. 学校民主化法と性教育の位置づけ

おわりに

キーワード：性病，性的啓発，性教育，ソ連軍政本部

はじめに

すでに別稿でも述べたように（池谷 2009, p. 73），旧東ドイツ（ドイツ民主共和国，以下 DDR と略）における性教育に関する総括的な研究は，ドイツでは統一後ようやく本格的に始められてきた。ではこれまでの日本の DDR 研究はどうかといえば，DDR の研究がかなり行なわれてきたにもかかわらず，性的健康や性教育分野についての研究は皆無と言っていい状況にある。本稿では DDR における性教育の総括的な研究の一端として，敗戦から 1950 年以前までの時期にソ連占領地域において何が性的問題としてとらえられ，それに対してどのような性的啓発や性教育が実践されていったかを考察する。なお，この時期の性教育の研究は，ドイツでもまだ本格的になされてはならず，BZgA（1995）ですら，この時期の性教育に 1 ページしかあてていない。

ところで，DDR における性教育の歴史と課題を検討する際に，予め DDR の政治・経済体制の発展段階を，先行研究を踏まえて歴史的に整理しておけば（Weber 1988=1991），おおよそ以下のように整理することができる（なお第 3 期までは小出 1978，参照）。

第 1 期：反ファシズム・民主主義的革命的時期（1945～49 年）

第 2 期：「社会主義」の建設期（1949～61 年）

第3期：「社会主義」の確立期（1961～70年）

第4期：「社会主義」の安定と危機の挟間期（1971～86年）

第5期：「社会主義」の混乱と解体期（1986～91年）

また、学校教育の発展との関連で戦後DDRを重要な学校法に視点を当てて時期区分すれば、次の4期に分けることができる。

第1期：敗戦から「ドイツ学校民主化法（Gesetz zur Demokratisierung der deutschen Schule）」（1946年6月12日施行）まで

第2期：「ドイツ学校民主化法」から「ドイツ民主共和国における学校制度の社会主義的發展に関する法律」（1959年12月2日）まで

第3期：「ドイツ民主共和国における学校制度の社会主義的發展に関する法律」から「統一的社会主義教育制度に関する法律」（1965年2月25日）まで

第4期：「統一的社会主義教育制度に関する法律」以降

なお、Günter/Uhlig（1968）によると、この間の時期は以下の通りに区分される。

反ファシズム・民主主義学校改革期（1945～49年）

DDRにおける学校制度の社会主義的發展への移行期（1949～55年）

DDRにおける学校制度の社会主義的変革期（1955～62年）

統一的社会主義教育制度の發展期（1963～68年）

さらに、妊娠中絶の歴史の見地からは、戦後DDRは4つの時期に区分される（池谷2009, p. 100-101）。

第1期 敗戦直後の混乱期：1945年から1950年まで

第2期 妊娠中絶制限期：「母子保護と女性の権利法」（1950年）から「母子保護と女性の権利法第11条の適用に関する通達」（1965年）まで

第3期 妊娠中絶緩和期：「通達」（1965年）から「妊娠中絶法」（1972年）まで

第4期 妊娠中絶が女性の自己決定権として認められた時期：「妊娠中絶法」（1972年）から1992年まで（ただし、ここには統一前後の妊娠中絶論争期が入る）

本稿は、以上の時期区分から言えば、第1期を対象とする。この時期は具体的には、1945年5月の敗戦からDDRの建国（1949年10月）までの時期に当たり、その特徴は、敗戦直後の混乱期であり、政治的には反ファシズム・民主主義的革命の時期であり、教育に関しては反ファシズム・民主主義学校改革期であるという点にある。すなわち、ここでの政治的課題は、反ファシズム・民主主義革命を、ソ連の占領下でその指導のもとに達成することにあった。そこで、本稿ではこうした時期的特徴を踏まえながら、敗戦から1950年以前までのソ連占領地域におけるドイツの性問題と性教育を検討していくことにする。

その際、すでに池谷（2009）で示した4つの視角、すなわち、妊娠中絶に対する態度、親と学校との関係、学校内と学校外の性教育との関係、マスターベーションや性的マイノリティ

に対する態度，という視角に留意しつつ，当時の性教育を検討していくことにする。

なお，性教育に関連するドイツ語について，あらかじめ指摘しておく。DDR では性教育に関する用語はさまざまであり，使用される用語も時代によって少しずつ変化していく。そのいくつかを挙げれば，sexuelle Aufklärung, sexuelle Erziehung, geschlechtliche Erziehung, Geschlechtererziehung, sexuelle Belehrung, sexuelle Bildung und Erziehung, Sexualerziehung, Sexualpädagogik 等々である。そこで以下では，必要に応じて原語を明示していく。

また，DDR の教育学では，「教育」の言語として Erziehung, Bildung および Belehrung が区別して用いられることがある。その場合には，原則的に，これまでの日本の教育学の翻訳の慣習に倣い，Erziehung は生活上や道徳上の教育的側面を表すものとして「訓育」，Bildung は知識の伝達を中心とした教育的側面を表すものとして「陶冶」，Belehrung を「教授」と訳し分けていくことにする。ただし場合によっては Erziehung や Bildung を「教育」と訳す場合もある。

1. 性問題としてのレイプ・性病・妊娠中絶

1945年5月8日のドイツ降伏以降，6月9日に「ソ連軍政本部 (SMAD : Sowjetische Militäradministration in Deutschland)」が創設され，ソ連占領地域を支配する。だが，すでに池谷 (2009) でも述べたように，敗戦直後もソ連占領地域ではソ連兵によるレイプが多発していた。「ベルリンの二つの主要病院によるレイプ犠牲者の推定数は，9万5000ないし13万人。ある医師の推定では，ベルリンでレイプされた10万の女性のうち，その結果死亡した人が1万前後，その多くは自殺だった。東プロイセン，ポンメルン，シュレージエンでの被害者140万人の死亡率は，ずっと高かったと考えられる。全体ではすくなくとも200万人のドイツ女性がレイプされたと推定され，くり返し被害を受けた人も，過半数とまでいかなくても，かなりの数にのぼるようだ」(Beevor 2002=2004, 邦訳 p. 602, なお敗戦直前・直後の具体的な状況については, p. 465-468, p. 482, p. 601-614 も参照)。

そうしたすさまじいレイプとその後の占領軍兵士との「自発的な」性交 (生計のための売春) のために，性病にかかる女性が，戦前とは反対に増加していた。1946年～49年に連邦領域と大ベルリンで届け出のあった淋病と梅毒の新規発病者は，淋病3万2410人 (うち女性2万840人)，梅毒1万2547人 (うち女性8570人)，計4万4957人となっている (ヨール 1996, p. 99)。とくに梅毒が増加し，淋病と梅毒の比率は1945年には8対1であったのが，46年には2～3対1となった (ヨール 1996, p. 74-75)。また Brandt (1947) によれば，「1933年来ドイツでは性病が約30倍に増えている。ベルリンではわれわれはとりわけ約1年以来ひどく危険なほど増える罹病カーブを観察している。毎月毎月約4000～4500の新患件数が報告されているが，そのうち約3分の1が梅毒にかかっている。以前は約7件の淋病に対して1件の梅毒であったのが，今日はそれゆえ比率は3:1になっている」(S. 10)。DDR では，淋病の新たな患者は，1946年に

は人口10万人につき984人で第1次世界大戦後と同じ状況になっていた(表1, 参照)。したがって、この時期には、性病の撲滅が性問題の緊急課題となっていた。

表1 DDRにおける淋病新患者率(対人口10万人)

暦年	1919	1946	1947	1950	1955	1960	1967	1969	1975	1980	1985	1987	1989
淋病率	1040	984	286	139	211	149	108	137	233	304	298	209	135

(Günther 1991, S. 165より)

またレイプによる妊娠とからんで、大きな社会問題となっていたのが、妊娠中絶問題であった。戦後のひどい居住環境や財政事情等で違法妊娠中絶数は、1945年～50年にかけて年間6～8万件にのぼっていた(池谷2009, p. 78-79, 表1参照)。こうして1950年までの性問題の課題は、性病の撲滅と妊娠中絶の予防に向けられていた。「そこでヒトラー体制の崩壊後の最初の年には性的問題は目下の医学的・社会衛生的な問題、すなわち、性病の撲滅、妊娠中絶の医学的・社会的事由に関する問題で汲みつくされていると思われた」(Neubert 1956a, S. 7)ほどであった。

2. ソ連軍政本部の性病対策

こうした状況のなかで、ソ連軍政本部は性病に対してきわめて厳格な措置を講じることになった。すなわち、ソ連軍政本部は、1945年8月7日にソ連軍政本部最高司令官命令第25号「ドイツのソ連占領地域における性病撲滅の措置について(Über die Maßnahmen zur Bekämpfung der Geschlechtskrankheiten in der Sowjetischen Besatzungszone Deutschlands)」(Ministerrat der Deutschen Demokratischen Republik 1967, S. 59-60所収)を出す。そこでは以下のことが措置された。

- ・遅滞なく性病に対する闘いのための計画を作成すること。この目的のために、
 1. 都市ベルリンの各地区、州の都市および県センターに、誰もが利用できる予防・医療処置を保証すること。
 2. 性病に対する闘いのための予防・医療施設のネットワークを、少なくとも人口5万～7万人につき1施設の割合で組織すること。さらに、民間の性病学診療所を組織的につくり利用すること。
 3. 必要な場合にはすべて、性病感染者を特別診療所や病院へと入院させること、この目的のために必要なベッド数が用意されねばならないこと。
 - 感染段階の梅毒(患者)は無条件の強制入院に服する。
 4. 食品産業や以下の店——食品庫、食品店、食品販売店、パン屋、社内食堂、食堂、レストラン、理髪店——で働いているすべての従業員に、毎月の予防検診を義務的な検査室検診を含めて行うこと。彼らのうちの性病患者すべてには強制治療を受けさせること。

医療検診の結果を健康診断書に記入すること。

5. 売春に対するエネルギーな闘いを行い、売春婦が性病に罹っている場合には強制治療を受けさせ、生計のない女性には産業や農業での仕事を世話すること。
 6. 故意に誰かに性病を染す者はみな責任を問い、罰金刑と地方への強制移送が適用されねばならないこと。
 7. 役所でも民間診療所でも性病の義務的な記入を導入し、毎週ドイツ・ソ連軍政本部の保健部局に報告すること。
- ・ 本年9月1日までにドイツ・ソ連軍政本部保健部局に、性病に対する闘いの措置の計画と、性病学領域の全予防・医療施設のリストを、その住所、タイプ（予防病棟、医療・治療施設）および医療人員の数を付して提出すること。

さらに、この命令第25号を実施するために、そして1945年9月17日の「性感染症の撲滅に関する指令」第1号*に関連して、ソ連軍政本部の最高司令官の代理人によって認可された「ソ連占領地域におけるドイツ保健中央行政機関の規定」に従って以下のことが指令されている (ibid., S. 61-63 所収)。

*これについては未見である。

1. 保健所には、そのためにとくに定められた医師の指導のもとに、性病撲滅部が作られねばならない。全責任は保健所の所長にある。彼に対して、性病撲滅部はすべての指令の実施と報告とに責任を負う。

2. 命じられた予防衛生施設は病院や救護所に併設することができる。

相談所および治療所は診断と治療に必要なあらゆる手段を備えていなければならない。その指導は原則として専門医の手にある。

相談所および治療施設は、治療がそもそも無料で行われない限りは、すべての保険機関の健康保険診療券を受け取り決済するよう義務付けられる。

診察時間は可能なかぎり、強制的に連れて来られた者と自由意志で申告する者とに分けて設けられねばならない。保健所は民間で診療している性病の専門医を——緊急事態地域では開業医をも——動員して、自分自身をその施設もろとも自由に使わせるように義務付けることができる。

3. 報告義務

すべての医師、相談所および治療施設で働いている医師もまた、性病のあらゆる病気を24時間以内に管轄保健所に報告しなければならない (1945年9月17日の感染症撲滅に関する指令第1号の第1, 2, 3条)。

保健所は報告を指示された用紙にもとづいて記録する (ここでは印刷されない)。 (.....)

4. 性病患者用の特別病院の設立

それぞれの保健所の地区には、性病患者治療用の特別病院や特別部門が設立されねばならない。そこでは、

- a) 強制的に収容された性病患者を自由意志で自己申告する者から、
- b) 性病の子どもを大人から、空間的に隔離した収容が確保されねばならない。

5. 入院治療

病院での入院治療が指示されねばならないのは、以下の者の場合である。

- a) すべての感染した梅毒患者
- b) 性病にかかっており性病をさらに流布させる疑いのある者すべて
- c) 治療を怠っている者すべて

6. 強制検診

命令第25号の 4で挙げられた人物以外に、定期的な強制検診が指示されねばならないのは、性病にかかり性病をさらに流布させる疑いのある人物群である。

7. 1945年9月1日になされるはずであった、性病に対する闘いについての措置の計画および予防・医療施設のリストの提出は、1945年11月15日までにコピーでなされねばならない。(.....)

8. 性病撲滅に関する現行の法規定は、それが民主主義的原則に相応する限りは、なお有効である。

9. ソ連軍政本部の命令25号と前述の指令の実施のために指示されたものに関しては、ソ連占領地域の保健に関するドイツ中央行政機関に、1945年11月15日までに報告されねばならない。

性病撲滅に関するこれまでの刑法上の諸規定の拡大ならびに社会保護的な措置を強めるための諸規定の仕上げは、今日改訂中である。関連する指示は近いうちに出るであろう。

このように、命令とその後の措置で、性病患者専用の特別病院が設置され、梅毒感染者ばかりではなく、性病に罹って性病をさらに広める疑いのある者、治療を怠っている者が強制入院させられ、性病に罹っている売春婦や食品関係で働いている性病者は強制治療を受けさせられた。Falck (1998)によれば、「自分の感染源を申告できない者——信頼性のない理由や職業上の理由から(例えば水夫や芸人)きちんとした治療を保証することができなかった人々、治療を中止した者、警察の手入れの際に性病だと診断された者」も強制入院させられたし、故意に誰かに感染させた者は、罰金刑を科すかあるいは農村地区へ強制的に移された(S. 24f.)。

それでも、罹病率の減少はただちには確認されず、梅毒の症例数も変わらなかったのも、さらにソ連軍政本部最高司令官の命令第30号が1946年2月12日に出された(Günther 1991, S. 166)。そこでは、以下のことが命令された(Ministerrat der Deutschen Demokratischen Republik 1967, S. 64-66 所収)。

1. 保健所に、3月1日までに性病の治療をすべての病院および外来診療所と民間診療所があるすべての地域 (Ortschaft) でさせることを義務付ける。
各病院・外来診療所ならびに各相談所および各医院には、住民の間の性病の治療・観察・予防的撲滅に特定の地区が指示される。
2. 3月15日までに予防的な治療・検診のため都市と地区における性病の相談所 (保護所) のネットをつくり、それを民間診療所の医師を動員してそれを張ること、その際医師は、毎日少なくとも4時間総合病院や診療所の性格をもった性病学施設の1つで働くよう義務付けられる。相談所のスタッフには十分な数の看護婦が加えられねばならない。その任務は、感染源、とくに隠れた売春の発見にある。
3. 性病相談所に、ホテル・食堂・飲食店・ビアホール・映画館の従業員に、検査室検診も含めて毎月の予防検診を受けさせ、同様に保護司によって売春婦と確認された女性の毎週の検診を確保するよう指示すること。3月1日までに医学的診察の結果を記入する統一的な報告書が採用されねばならない。
4. 都市の駅と救護所には、夜間開業の予防施設を設立すること。
5. すべての感染形態の梅毒患者の強制入院を確保すること。
6. 梅毒感染者を遺漏なく入院させる指令に従わない地方当局の長および医師を、最高200マルクの罰金刑ないしは1カ月の労働奉仕義務に処すること。
7. 各郡および都市ベルリンにおいて、3月1日までに、以下の者を入院強制治療させる警察の監視つきの保護施設を設立すること。それは梅毒・淋病の治療を免れようとする人物、売春と関係している女性の病人、ならびに赤軍メンバーに感染させた女性である。当該人物は最高200マルクの罰金刑が科せられるか、あるいは治療後1カ月間労働奉仕義務に処せられねばならない。
8. 保護施設では、労働訓練を実施し、施設退出者に労働を斡旋し、治癒した女性のその後の素行を観察させること。
9. 州・県・郡保健局の職員を、性病学者によって補充すること。その任務は性病に対する措置を指導することにある。
10. ベルリン、ハレ、ライプツィヒ、ドレスデン、ロストック、グライスヴァルトの都市の皮膚病・性病患者のための病院において、開業医を参加者20名ごとの6週間コースで各病院において性病学者へと養成し、しかも少なくとも800人の医師を1946年のうちに養成すること。
11. 医薬品を製造するあらゆる措置を性病治療薬の必要を完全に満たすまで講じること。主要な不足品 (サルバルサン、ピスマス銀、水銀) は、東西ドイツ間貿易で他の地域から購入されねばならない。
12. ドイツの治療施設と民間開業医に赤軍の性病のメンバーを受け入れ治療することを無条件に禁じること。これに違反する医師は1回目は200マルクの罰金刑ないしは1カ月間の労働

奉仕義務に処せられ、2回目では500マルクの罰金刑と6カ月の治療禁止に処せられねばならない。

13. 1927年1月18日の性病撲滅に関するドイツの法律およびその付則の実施をチェックし確保すること。

14. 州・県のソ連軍政本部の長に本命令の実施について月に一度報告すること。

ドイツ中央保健行政機関に以下のことを命令する。

1. 県と都市ベルリンにおいて性病治療の医薬品の適切な配分を確保すること、(.....)
2. 性病に関する通俗的な文献の発行および映画の製作を、ソ連軍政本部の保健部局長による構想の事前の認可を受けて確保し、性病撲滅のための広範な宣伝をドイツ住民の間で実施すること。

この命令では、1946年3月1日までにすべての郡とベルリンに、警察の監視つき保護施設を設立すること、そこには治療を逃れようとする者、病気にかかった売春婦ならびに赤軍メンバーに感染させた女性を強制治療のために宿泊収容することとされた。しかも、当事者は200マルクの罰金刑を科せられるか、あるいは治療後に1カ月の期間労働奉仕を義務付けられた。また、この保護施設では労働訓練が行われ、退出者には労働が斡旋され、治療した女性の素行は監視下に置かれた。さらに、3月15日までに保護施設のネットワークがつくられることになっており、そこで勤務する看護婦は、とりわけ感染源と秘密の売春の場所と関与者を発見する任務を帯びていた。そして、1946年3月1日までには医学的診療の結果を記録する統一的な証明書が導入され、医者には、赤軍メンバーを治療することは処罰された(なお、Falck 1998, S. 25も参照)。このように、性病感染者の強制治療と監視が強化される一方で、赤軍メンバーは特別扱いされていた。

その後、最終的には、1947年12月11日に命令第273号「ドイツ・ソ連占領地域におけるドイツ住民の性病撲滅の指令 (Verordnung zur Bekämpfung der Geschlechtskrankheiten unter der deutschen Bevölkerung in der sowjetischen Besatzungszone Deutschlands)」(Ministerrat der Deutschen Demokratischen Republik 1967, S. 67-68 所収)が公布され、1948年1月1日から発効した。これによって1927年2月18日の「性病撲滅法 (das Gesetz zur Bekämpfung der Geschlechtskrankheiten)」ならびにナチの1940年10月21日の指令は無効となった。1947年のこの指令では、他者に故意に性病を感染させたもの、ないしは自分のパートナーにそれについて知らせずに性病者として婚姻を結んだ者は、3年未満の禁錮刑に処せられていた(Falck 1998, S. 26)。

以下に、参考までに1927年2月18日の「性病撲滅法」の全文を掲げておく(R.G.Bl. 1927 S. 61 [http://www. Zaoerv.de](http://www.Zaoerv.de))。

第1条 本法の意味における性病とは、梅毒、淋病、下疳であって、どの身体部位で病気の現

象が現れるかは考慮されない。

第2条 感染の危険のある性病に罹りかつこれを知っている者、あるいは状況からして罹っていると見なさざるをえない者は、ドイツ (das Deutsche Reich) での開業免許を得た医師によって治療される義務をもつ。親、後見人およびその他の教育権者は、彼らの性病に罹った被保護者に医師の治療を受けさせる義務を負っている。

他に医師の治療に対する請求権をもつことができない資力のない者、ないしは保険にもとづく治療により経済的不利益を被るおそれのある資力のない者の治療は、公費で保障されるように、施行規則によって配慮されねばならない。

第3条 本法から生じる健康上の課題の実施は、保健局に委ねられねばならない。保健局は、性病相談所、保護司およびその他の社会的保護施設とできるだけ協調しておかねばならない。治安・福祉警察の役人は、健康上・社会保護上の課題の実施、とりわけ保護された未成年に対する干渉を、あらゆる仕方ですべて支援しなければならない。

第4条 管轄の保健局は、性病に罹っていて性病を蔓延させるおそれがきわめてある者に、医師の証明書、基本的な例外ケースにおいてのみ、管轄の保健局によって指名された医師によって出された健康状態についての証明書を提出すること、ないしはかかる医師による診察を受けることを促すことができる。診察した医師の申請で、かかる者には、繰り返しこの種の健康証明書を提出するよう促すことができる。

その差出人が認識されえない届け出・告発 (Anzeigen) には注意を払わなくてよい。名前を挙げて他人に性病の罪を着せる者は、まずは口頭で尋問され、そして、その尋問によって主張された事実の正しさの十分な根拠が存在することがわかった時はじめて、告発が訴追されうる。

前段の1, 2で予定されている措置を実施するのに他の手段では十分ではない限りで、直接的な強制の適用は許される。生命や健康の重大な危険と結びついている医師の介入は、患者の同意をもってのみ行われてよい。帝国政府は、どのような医師の介入がとくにこれに属するかを決定する。

第5条 感染の危険と結びついた性病に罹り、これを知っているかあるいは事情からして受け入れざるを得ないにもかかわらず、同衾を行うものは懲役3年以内の刑に処せられる。ただし刑法典の規定にしたがってより重い刑は科せられない。

訴追は申請にもとづいて始まる。加害者が申請者の一員である場合には、申請の撤回は許される。

刑の訴追の時効は6カ月である。

第6条 感染の危険と結びついた性病に罹っていることを知っているかあるいは事情からして罹っていると見なさざるを得ないのに、婚姻を締結し、その締結以前に他人に自分の病気について知らせなかった者は、懲役3年以内の刑に処せられる。

訴追は申請にもとづいて始まる。申請の撤回は許される。

刑の訴追の時効は6カ月である。

第7条 性病および生殖器官の病気や苦悩に関する治療は、ドイツ帝国で開業免許を得た医師にのみ許される。かかる病気を自分の認知にもとづいたものとは違ったように治療すること（遠隔治療）、あるいは講演、書物、図版や展示物で自己治療の助言をすることは禁止されている。

他人を前段の1に含まれる禁止の一つに反して治療する者、あるいはかかる治療を公的にあるいは書物、図版や展示物を広めることによって、たとえカムフラージュした仕方であれ、申し出る者は、1年以内の懲役と罰金刑、あるいはこれらの刑の一つに処せられる。

同様の刑は前段1であげた病気の治療を不純なやり方で申し出る医師に該当する。

第8条 性病患者を医師として診察したり治療する者は、彼らに病気の種類及び感染の危険並びに第5・6条で挙げた行為の可罰性について教授し、この際彼らに公的に認可された説明書を手渡さなければならない。

病人に感染の危険の認識に必要な分別（Einsicht）が欠けている場合には、病人の個人的福祉を配慮しなければならない人々に対して教授と説明書の手渡しが必要とされる。

第9条 感染の危険と結びついた性病に罹っている者を医師として治療する者は、患者が医師の治療や観察から逃れる場合、あるいはその患者が彼の職業や彼の個人的事情のためにとくに他人を危険にさらす場合には、第4条で挙げた保健局に告発しなければならない。

州の最高部局は、告発が保健局に代わって性病相談所になされうることを決定できる。

患者が性病相談所の指示に従わない場合には、性病相談所は保健局に知らせなければならない。

第10条 保健局ないしは相談所の役人あるいは職員として、他人の性病やその原因あるいは当事者の他の個人的事情について職務上知り得たことを、権限もなく漏らす者は、罰金刑ないしは1年以内の懲役に処せられる。

訴追は申請にもとづいて始まる。保健局も申請することができる。

この情報の漏えいに権限のあるのは次の場合である。すなわち、それが保健局ないしは相談所で勤務する医師によってあるいはかかる医師の同意を得て、他人の性病について教えることに正当な健康上の関心を持っている部局や人物になされる場合である。

第11条 性病の治療や鎮静のためにその手段、対象あるいは処置を、公的にあるいは書物、図版、展示物を広めることによって、たとえカムフラージュされた仕方であれ、広告したり宣伝したりあるいはかかる手段や対象を一般的に手に入る場所で展示する者は、6か月以内の懲役および罰金刑に、あるいは両刑のいずれかに処せられる。

他の帝国・州法上の諸規定が対立しない限りは、医師や薬剤師に対して、あるいはかかる手段や対象で商売が許されている人物に対して、あるいは科学的な医師や薬剤師の専門雑誌において、この手段や対象を広告したり宣伝することは、処罰されない。

第12条 もっぱら性病について、とりわけその現象形態についての啓発に役立つ講演、書物、

図版、展示物は、それが第7条の処罰規定の下にない限りは、処罰されない。

第13条 帝国政府は、性病予防に役立つべき手段や対象の流通を、役所の検討結果に委ね、これに代わって不適切な対象の流通を禁止することができる。(.....)

前段1の1節にもとづいて流通から排除されている手段や対象を、流通させる者は、6カ月以内の懲役刑と罰金刑ないしは両刑のいずれかに処せられる。(.....)

第14条 以下の者は、刑法典の諸規定にもとづいてより重い刑が科せられない限りは、1年以下の懲役刑と罰金刑ないしは両刑のいずれかに処せられる。

1. 性病に罹りかつこれを知っているかあるいは諸事情からこれを受け入れざる得ないにもかかわらず、他人の子を授乳している女性。
2. その世話を配慮しなければならない梅毒の子どもに、その子の病気を知っていたりあるいは事情からして知らざるを得ないにもかかわらず、母親とは別の人物によって授乳させる者。
3. その世話を配慮しなければならない性病の子どもに、その子の病気を知っていたりあるいは事情からして知らざるを得ないにもかかわらず、母親とは別の人物によって授乳させ、彼女にそれ以前に病気と必要な予防措置について医師によって口頭で教授してもらったこともしなかった者。
4. その子の病気を知っていたりあるいは事情からして知らざるを得ないにもかかわらず、性病の子どもを里子に出したが、里親にこの子の病気について知らせなかった者。梅毒の子どもに授乳したり、自身梅毒の罹っている女性によって授乳させることは処罰されない。

第15条 以下の者は150マルク以内の罰金刑ないしは拘留に処せられる。

1. 職に就く直前に発行された、いかなる性病も証明されないことに関する医師の証明書をもたずに、他人の子どもに授乳する乳母。
2. ある子どもを授乳するために乳母を雇うが、彼女が1で挙げた証明書をもっていることを確かめなかった者。
3. 緊急のケースを除き、その世話を配慮しなければならない子どもを、当人が以前に健康上の危険が授乳者にはないことに関する医師の証明書をもっていない、母親とは別の女性によって授乳させた者。

第1節の規定は第14条2節のケースには適用されない。

第16条 刑法典は以下のように修正される。

第180条以下の第2、第3節を含む。

売春宿 (Kuppelei) とみなされるのはとくに、娼家 (Bordell) や娼家の営業の維持 (Unterhaltung) である。満18歳に達した者に部屋を与えるものが、第1節にもとづいて罰せられるのは、以下の場合のみである。すなわち、部屋を与えることに、部屋を与えられた者の搾取、あるいはこの者を猥褻行為に募集したり、猥褻行為をさせたりす

ることが伴う場合である。

・第184条においてNo.3のあとに以下の規定が挿入される。

3a) 倫理や礼儀を損なう仕方での性病予防に用いられる手段、対象や処置を公的に広告し宣伝したり、あるいはかかる手段や対象を公衆の手に入るところで展示する者。

・第361条No.6は以下の稿を含む。

公共で倫理や礼儀を損なう仕方であるいは他人を嫌がらせる仕方、猥褻行為を求めたりあるいは猥褻行為を買って出る者。

・第361条のNo.6のうしろに以下が挿入される。

6a) 以下の場所で常習的に営利を目的として猥褻行為に専念する者。教会の近く、あるいは学校ないしは子ども・青少年が通うように定められた他の場所、あるいは3歳～18歳の子ども・青少年が住む住居、あるいは州の最高官庁が青少年の保護ないしは公共の礼儀の保護のためにその旨の指令を出している人口1万5000人以下の市町村。

第17条 営利目的の猥褻行為を行うために特定の通りや街区に限定された居住は禁止されている。

第18条 本法の施行のために、とりわけ諸役所と社会的保護施設との協力に必要な諸規定は、州の最高官庁によって定められる。それに生じる経費の調達は、州法により定められる。

第19条 本法は1927年10月1日をもって発効する。

同日をもって、1918年12月11日の性病撲滅の諸規定および、1918年12月17日の性病軍属の保護に関する指令 (Reichsgesetzbl. S. 1431, 1433) は無効となる。

*なお、この法律の特徴や意義については、川越修 (1995), pp.194-209, 参照。

3. 子ども・青少年の性問題と性的啓発の必要性

ところで、この時期性病問題は大人の問題であるにとどまらなかった。それは同時に青少年問題でもあった。それを明らかにするために、ここでは、ベルリン・ノイケルンの保健医の Brandt (1947)、ドレスデン・フリードリヒシュタット中央病院の医師 Linser (1946)、ベルリンのシャリテ大学小児総合病院の医師 Habermann (1948) の3人の医師の言説を中心に見ていくことにする。

(1) 青少年問題としての性病問題

Langer/Brandt (1947) によれば、「性病患者の3分の1は20歳以下の青少年である」。彼らはこのショッキングな事実から、「すべての責任ある部署をこの新たな伝染病に対する闘いに立ちあがらせねばならない」(Vorwort) として、性病に対する闘いを保健局や医師に任せるだけではなく、親や教員など教育者 (Erzieher) もまたこの闘いに参加し、予防教育をすることの必

要性を説いている。

性病はとてつもない程度に達しており、性病患者の3分の1は20歳以下の青少年である。このショッキングな事実は、すべての責任ある部署をこの新たな伝染病に対する闘いに立ちあがらせねばならない。多くの教育者は相変わらず、これは医師の任務であって、彼らはこれとは何の関わりもないと信じている。この見解はしかし基本的に誤りである。われわれの行動の基準は「予防は治療に勝る」というものでなければならない。治療は確かに医師の事柄であるが、しかし予防は教育者の任務であり、そうであり続ける (ebenda.)。

ところが、大人たちは性病に対する闘いを保健所や医師の問題としてのみとらえているばかりではなく、さらに子ども・青少年の性問題をも否定的に見ていた。「彼ら(多くの大人——引用者)はセクシュアリティのうちに、礼儀正しい人の間では話さない、何か汚らわしいもの、動物的なものを見ている。彼らは、セクシュアリティは、それなしにはいかなる有機的な生命も考えられないし、それゆえ人間と動物は同じように持っている生殖衝動としては、良くも悪くもないものだと理解しなかった」(Brandt 1947, S. 11)。

そこで、子ども・青少年の性的発達に対する大人の理解を深めるために、すなわち、「今日なおひじょうに多くの人の頭にすべての性的なものについて流布している重苦しい雰囲気を取り除いてきれいにする」とともに、「教育者と生徒の間の信頼関係を作り出す」(ibid., S. 17) ために、Brandt (1947) では、「子ども期の性的発達」、「青少年の性問題」、「教育による性病撲滅」などが論じられている。また、Linser も性病をめぐる諸問題と「性教育的な教育」(die sexualpädagogische Erziehung) の必要性を論じており、Habermann は「性教育学の問題」を小児科医の専門的な仕事だとしている。Habermann によれば、「前思春期と思春期のうちにこそ、性的事柄における態度のノーマルな形態に至るかあるいは病理学的な形態に至るかどちらかの発達への萌芽がつくられる」(S. 288) からである。

(2) 青少年の性問題

これら3人の医師にあっては、次のような性問題が指摘されている。すなわち、子ども・青少年の性問題として、オナニー(自慰、マスターベーション)、ホモセクシュアリティ、性衝動の抑制(節制)、隠れた売春、などの問題が挙げられている。以下、順にどのような言説がそこで語られているかを見ていくことにする。

オナニーについて

Linser によれば、青少年が悪友に耳を傾け、時には悪友によってオナニーへと誘惑されることがある(S. 16)。たしかにLinserは、オナニーは以前に指摘されたほど害のあるものではなく、その点で「自慰が脊髄になにか病的な変化を引き起こすことについては問題となりえない」

と述べている。「しかしその後健康な若い人々にしばしば生じてくる抑圧的な気分は、性衝動を満たすこのやり方は誤っていることを最もよく証明している。活気と青少年に固有な陽気さは少なくとも破壊される」(ibid., S. 16)と述べているように、オナニーを全体としては否定的に見ている。

これに比べると、Brandt は、オナニーに対してより寛容である。「まったくナンセンスなのは、多くの方面から主張される、オナニーの恐ろしい結果である。残念ながら今日もなお、おまえはひどい病気になるぞ、背中が曲がるぞ、分別が無くなるぞ(……)と、子どもを不安がらせるのが、お気に入りの教育方法である。これに対して再三再四指摘しなければならないのは、オナニーがそんなに大きな害のあるものではなくて、大人がそこから作り出すもの、すなわち、大人が子どもに吹き込む不安、子どものうちに育て上げる罪悪感のほうが害があること、である」(S. 15-16)。

また Habermann も、過度に行わないオナニーは問題ではないとしている。むしろ彼にとって問題なのは、重大な苦悩がオナニーの結果だと描いている俗受けする啓発書の悲観的な描写のほうである (S. 292)。

ホモセクシュアリティ

しかし、ホモセクシュアリティに関しては、三者とも全員が否定的な態度をとっている。Linser によれば、悪友の影響下で性衝動がホモセクシュアルな方向へと展開されることがあるが、「この悪習、すなわち同性のもとで性的満足を得ることは、重大な精神的な苦境を引き起こし、その犠牲者を刑事裁判官のまえにもたらず」(S. 18)としている。

Brandt は、ホモセクシュアリティを生得的な素質によるものと見なす考えを否定して、教育による後天的なものとしてとらえている。例えば、男子が女子のような服装をさせられ、長いカールの髪をさせられることで、ホモセクシュアリティが形成されるとするのである (S. 19)。しかもホモセクシュアリティが性病の蔓延に関係しているとする。こうして、ホモセクシュアリティは次のように評価されることになる。「子どもたちは、ひとたびホモセクシュアルな方向へと押しやられると、しばしば全人生にわたって心身を台無しにしてしまう。ひとたび性的衝動が誤った方向へと目覚めさせられると、さらなる逸脱の性的活動の衝動がでてくる」(S. 23)と。

また Habermann も、第1次世界大戦後の青年運動の分析を踏まえて、ホモセクシュアリティが一時的な現象であればいいが、固定されてしまうことには危惧している (S. 289)。

なお、この当時の支配政党である SED (社会主義統一党) 指導部は、とりわけ 1872 年以來の刑法 175 条の改革に対して防衛的な反応をとったことに見られるように (Grau 1995, S. 90)、ホモセクシュアリティに対してはネガティブな態度をとっていた。

ドイツ帝国刑法第 175 条では獣姦と男性間の同性愛が処罰の対象とされていた。すなわち、「男性間ないしは人間と動物との間で行われる自然に反する淫行 (Unzucht) は、禁錮刑に処せられる。また市民的名誉権の喪失の判決が下されることがある」(RGBl. 1875 S. 127)。この 175

条はナチス下の 1935 年に以下のように細分化され厳罰化されていく (Gesetz zur Änderung des Strafgesetzbuchs vom 28. Juni 1935. RGBl. I S. 839).

第 175 条

- (1) 他の男性と淫行を行う男性, ないしは彼によって淫行へと虐待された男性は, 禁錮刑に処せられる.
- (2) 犯行の時期にまだ 21 歳になっていなかった関与者にあつては, 法廷は特に軽いケースでは刑を見合わせる事ができる.

第 175 条 a 次の男性は, 10 年以下の禁錮刑に処せられる, 軽い事情の際でも 3 カ月以下の禁錮刑には処せられない.

1. 他の男性を暴力でもって, あるいは身体と生命の現在の危険で脅すことによって, 彼と淫行を行うよう, あるいは彼によって淫行へと虐待されるよう強要する男性.
2. 他の男性を, 奉仕労働関係や従属関係によって基礎づけられた依存性という虐待のもとで, 彼と淫行を行うよう, あるいは彼によって淫行へと虐待されるような気にさせる男性.
3. 21 歳以下の男性を誘惑して, 彼と淫行を行うかあるいは彼によって虐待される 21 歳以上の男性.
4. 職業として男性と淫行を行ったり, あるいは淫行へと虐待されるかあるいはそうするよう自ら提供する男性.

第 175 条 b 人間が動物との間で行う自然に反する淫行 (Unzucht) は, 禁錮刑に処せられる. また市民的名誉権の喪失の判決が下されることがある.

ところが戦後の 1949 年においても, DDR ではこの 1935 年規定が破棄されはしたものの, その内容自体はほとんど変わらなかった. すなわち, 175 条は 175 条 b とあわせて 1872 年刑法 175 条に戻されたが, 175 条 a は変わらなかったのである (Strafgesetzbuch und andere Strafgesetze, hrsg. von dem Ministerium der Justiz der Deutschen Demokratischen Republik, Deutscher Zentralverlag, Berlin 1951). その後, 1968 年の刑法改正で, ようやく第 175 条は削除される. しかし, それに代わって第 151 条がつくれ, 大人の男性が青少年男性 (18 歳以下) と行う性行為は処罰の対象とされた. すなわち, 「同性の青少年と性的行為を行う大人の男性は, 自由刑によって 3 年以下の刑に処せられるかないしは執行猶予付きの判決で処罰される」とされたのである. その後 1989 年 7 月 1 日になってようやく, この第 151 条は削除されるに至ることになる (池谷 2009, 参照).

男子の性問題としての性的抑制のなさ

Brandt によれば, こうした抑制のなさの背景には「ヒトラーの遺産」があったという. ヒトラー体制の崩壊後, 「彼ら (青少年——引用者) は古い世代によって裏切られたと感じており,

それゆえまずは大人が彼らに持ち込んだものすべてを、不信をもって拒否している。しかし他方では、彼ら自身は自立した責任ある思考へとは十分に教育されてはいないので、自ら新たな道を明確に認識することができない」(S. 26-27)。そこで青少年は、あらゆる理想を「ナンセンス」だとして拒否する一方で、性的放縦の中で、ヒトラー体制下での「性を強調したかつての男性性への志向」を強めている。「享楽欲と性的な自己顕示欲が今日わが青少年男性の大部分を支配しており(……)、その内的空虚さは、性的に強調された大言壮語のジェスチュアの陰に隠されている。(……)愛、誠実さ、清潔さおよび自己と他者にたいする礼儀は古臭い、時代遅れの概念である」(S. 27)とされたのである。その結果が性病の蔓延である。

*なお、Kleßmann (1991=1995)でも次のように述べられている。「ベルリンの500家族の状態に関する最も初期の調査(1946年)は、家族の不安定化の最大の原因として、青少年の内面的疎外を確認している。その原因は、ナチの青少年政策を通して親の権威が低下したこと、夫不在中に家庭内の権威が夫人に移り、夫の帰還後ももとの形にはなかなか戻らなかったこと、母親たちに極端な負担がのしかかり教育への余裕がほとんどなかったことなどさまざまである」(邦訳p. 68)。

女子における性的放縦と「隠れた売春」

性的放縦は女子にも当てはまる。これは性的発達の問題とも関連しているが、この背景には社会的な事情があった。

1つは、ヒトラー体制下の「12年間欠かざるを得なかったものすべてをすばやく取り戻したいという一般的な限度のない娯楽欲がある」。

第2に、戦争の結果である男性の減少と女性の過剰のもとでは(18歳~30歳の年齢階級では、ほぼ男性1人につき女性3人)、「女子は、幸福への競走で損をするのではと恐れて、最初のベストパートナーを追い回す」(Brandt 1947, S. 28)。

第3に、「ある男性との持続した結びつきまでは処女性を守りなさいという要求は、古臭い、遅れた、小市民的な見方とみなされる」(ebenda.)。この12年間、女子は兵士や親衛隊男性の子を身ごもるのを特別な名誉だと学んできたというのである。

第4に、戦後の生活の困窮、劣悪な住宅事情や親の教育が挙げられている。「失業、住宅難、劣悪な栄養、暖房の不足は性病の流布の重要な促進要因である。劣悪な社会的な事情がこうして何人もの女子と何人もの女性を売春の道へと駆り立てている。家族全員が——時には1部屋で——ぎゅうぎゅう詰めにされている寒く狭い住居は、調和のある家族生活を生じさせないし、男性を居酒屋へ誘い、青少年には余暇を家の外で過ごすようそそのかす。失業は闇市場と闇取引へと駆り立てる。国民の困窮はとてつもなく、道徳的墮落の危険はそれと手を取りあって進んでいる」(Brandt 1947, S. 49)。

同じような指摘を Habermann も行っている。「われわれの時代のような社会的困窮の時代には、性的倫理の諸問題もより緊急なものになっているのに、その解決はもっと困難になる。性的

刺激をできるだけ長く青少年から遠ざけよという要求は、とても十分には実現されていない。小さな居住空間に多くの人間を強制的にぎっしり詰めている状態では、いかなる完結した私生活もはや許されない。子どもたちは早くから大人たちの会話に加わるし、自分の親の性交の目撃者になるのもまれではない。金では得られない生活手段の価値が、伝来の尺度では評価しえない売春を促進する。それは例えば、母親や若い娘がみずからを提供し、こうして家族の生計のための生活手段を手に入れる場合である。同じ理由から、男子はホモセクシュアルな性交を探し求める。子どもたちに至るところで押し付けられる映画のポスター、画像、流行歌の歌詞は、極めてお人好しの人でも続けて聞き流すことができないことをはっきりと語っている」(S. 288)。

最後に、劣悪な女性労働、すなわち、「女性労働の不十分な賃金」(Linser 1946, S. 99)と日々のつらい労働という事情も、女子を性的放縦へと誘惑しているという。「若い女性の労働者や被雇用者は日々のつらい労働の後で、彼女たちの娯楽をいかがわしいダンスのできる酒場やミュージック・カフェに探し求める。安易な金稼ぎと快適なぜいたく生活の誘惑」(Brandt 1947, S. 30)。こうした誘惑が「隠れた売春」につながっており、これが性病の重要な感染源だとされている。

Brandtによれば、感染源の統計でもっと大きな役割を果たしているのは、「隠れた売春」である。ここには、「頻繁に相手を変える女子 (Hwg - Mädchen (Hwg = häufig wechselnder Geschlechtsverkehr)) という恥ずかしい名前をつけられた女子の大きなグループが入る。「これらの女子はたしかにたいいはいは何かの市民的な職業に専念しており、事務職員、販売員、ウエイトレス等々であるが、しかし余暇には「娯楽」にふけり、ちょっとしたアクセサリー、チョコレート、香水のために我が身を犠牲にする。節度のない軽率さで腕から腕へと渡り歩き、ひとたび感染すると、野火のように性病を流布させる」(S. 31)。

(3) 性的啓発の必要性

こうした青少年をめぐる性問題および性病問題から、性的啓発の必要性とその課題が提起されてくる。

性的啓発の必要性

Linserは、性病との闘いにおける「計画的な啓発」を主張するとともに、さらに、「行為をようやく生じせしめる意志へと影響を及ぼすこと、人類に対する強い責任意識への教育」(S. 107)の必要性を指摘している。これをLinserは「性教育的な教育」(ebenda.)と言い換えている。それは、「性格を確固としたものにする教育」である。「青少年がそれぞれの民族の未来を意味するとすれば、性教育的な教育は彼らのもので始まらねばならないし、その教育は孤立してあるのではなく調和して、すべての部分を貫流しつつ、教育プログラムにはめ込まれているものである」(S. 107)。この教育はまずもって家庭で行われるべきもので、これに対して学校は援助しながら家庭の味方にならなければならないとしている (S. 108)。

Brandt (1947) は、性病予防として、「幼児期に始まりそして家庭と学校における子ども・青少年の意味のある性的啓発」(S. 32) の必要性を強調している。「性的啓発」はまず家庭の管轄であり、学童期になると家庭と学校の協力が必要とされる。

Brandt (1947) によれば、近年学校における性病の増大と性的啓発の問題について議論されてきているが、そこでは次のような主張がなされているという。性的啓発は上級学校の最高学年、すなわち、17歳～19歳の年齢の青少年には必要であるが、国民学校の最後の学年での啓発には、疑問である、と (S. 35)。

これに対して、Brandt は、1933年以前に大都市の国民学校の12歳～14歳の女子生徒に書いてもらった性に関する質問を引き合いに出し、反論している。それによると、14歳では、46件の質問のうち性的な性質のものは15件、13歳では、45件の質問のうち性的な性質のものは26件、12歳では、29件の質問のうち性的な性質のものは26件となっていた。具体的には、以下のような質問が出された。妊娠ってどういうこと？ / 「いちゃつく (poussieren)」ってどういうこと？ / 子どもはどこから来るの？ / 同衾 (寝る) ってなに？ / 最初人間はどのようにしてつくられたの？ / 売春婦 (Fose) ってなに？ / 妊娠ってなに？ / どこから生まれてくるの？ / 卵巣って何？ / こしけて危険なの？ / 生理時に気分のすぐれないってどういうことなの？ (S. 36)

ここから、こう結論づけられている。すなわち、12歳の女子のすべての質問のほとんどが性的内容のものであり、この年齢では性的知識欲が最も大きいのに対して、14歳では性的な質問はただわずかに約3分の1である。ここから、これらの女子にとっては性生活の諸問題はすでに多かれ少なかれ知っているものだということが示唆される。したがって、学校での啓発は遅くとも12歳児に始まらねばならない (S. 36)。こうした「一般的な性的啓発が、性病に関する啓発よりも先行しなければならない」(S. 38)。

性的啓発の担い手

では青少年に関して誰が啓発すべきなのか？ 医師なのかあるいは教員なのか？ この問いに対しては、Brandt は、人格が決定的で一義的に答えることができないとしながらも、こう述べている。「純粹に医学的な問題の提示はきっと医師に委ねた方がベターであろう。医師の任務は、言葉と図によって、性病を通じて人間を脅かしている大きな危険を提示することである。それから教員と教育者の本分は、この基礎にもとづいて、問題の複合全体を一般的な教育の枠内へと意味のあるように組み入れることである。一般的には、医師を年長の学年、場合によっては15歳からの学年の啓発の際にだけ協力を得ることはおそらく正しいであろう」(S. 39)。また、「無条件に必要なのは、医師が教育者自身に行う徹底的な啓発である。医師はまず教員 (.....) を問題へと導き入れねばならない (教員に問題の初歩を教えねばならない)。次に学校が親の会 (Elternabend) を招集し、そこで医師が——できるだけスライドをもとに——自分の子どもを脅かしている大きな危険を指摘して、親に恐ろしい伝染病にたいする闘いの協力を呼びかけねばならない。その時はじめて共同で青少年に対する啓発・教育活動が始まるはずである」(S. 39)。

Brandtによれば、こうした啓発講演と並んで啓発映画も性病に対する闘いのために利用されているが、この目的適合性については意見が分かれている。Brandtは次のような教員の声を挙げています。

啓発映画は脅かしとノイローゼを促進するように作用する。この映画をみた若い人々は、後で私にこう説明してくれた。通りで人々をみな、その人が梅毒の徴候を示していないかどうかと観察しなければならない、と。ある若い女子は私にこう説明してくれた。「私は若い男性をみなじっと見て思った、あんたもきっとそんな破廉恥なの！」これによって私が示唆しようと思うのは、ただこの種の啓発活動が害をもたらすことがあるということだけである。啓発映画がもっと効果があるのは、当該映画の制作を支援したりそのきっかけを作ったりする医師が予め見たり計画する (beabsichtigen) 時である。多くのノイローゼ患者に見られるような感染不安がはぐくまれ、異性ととの自然な結合を妨げかねない。性的啓発は確かに必要であるが、しかしそれは性的な脅しに墮してはならない。(S. 39f.)

これに対して、Brandtは、性病についての方法と一般的な性的啓発の方法とを混同してはならないとして、こう述べる。「一般的な性的問題の初歩を教えることは、全く自然なものとして十分慎重になされねばならない。それは語ってはならないとされる秘密に満ちたもののペールを引きはがして、ノーマルな自然事象を単純にかつ自然に提示しなければならない」(S. 40)が、しかし、性病に対する啓発活動では脅かしが必要である、と。「セクシュアリティは性病のレベルでは絶対的無価値になる。こうした無価値から青少年をあらゆる手段をもって守らなければならない、そして単なる教授 (Belehrung) で十分ではない時には、言葉と図で脅かしに訴えなければならない」(ebenda.)。

また、啓発の別の方法として、学校で子どもの手に、その一部は子ども向けに、他の部分は親向けにとされている小さな啓発冊子が渡されたことがある。しかし、Brandtによれば、この冊子には2つの問題があって、その狙いは挫折した。1つには、「人々が、人と人との、きわめて深い信頼によって担われたオープンな会話をとくに必要とする領域で、信心ぶった道徳的な書きものの訓戒でかなりのことを達成できると信じた」(S. 40-41) ことである。もう1つは、その冊子には、「青少年によってただちに見抜かれる大人の困惑」が表現されていたことである。「大人は彼ら自身の性的諸問題ではなおひじょうに偏見にとられ硬直しているので、オープンに自分の子どもとこの件について語り合うことができなかった」(S. 41) のである。

ところで、Brandtによれば、性的啓発で特別な任務を負うのは、生物の教員である。しかし、性教育はすぐ後でも見るように教育の部分領域なので、他の教員もみな性教育に対しては責任をもっている (S. 47f.)。Brandtも Linserと同様に、性的啓発にとどまらずに、「ある新たな理想という意味での青少年の教育 (Erziehung)」(S. 43) が必要だとしている。これまでの古い教育理想は権威という言葉によって特徴づけられるが、これに対して「勇気と責任への教育、自主

性と達成への教育が新たな教育理想でなければならない」(S. 45)。そして性教育もまたこうした教育の部分領域として位置づけられることになる。

節制の勧め

最後に性的啓蒙の際の重要なポイントとして、BrandtもLinserも「節制・禁欲 (Enthaltsamkeit)」, すなわち結婚までの節制を勧めている。もっとも両者では、ニュアンスの違いがみられる。Brandtは「20歳までの節制・禁欲は誰にも害はなかった, そこで一般的にも勧められてよいであろう」(S. 41)とやや消極的に節制を勧めているのに対して、Linserの方は「節制は健康を促進するよう作用する」と積極的な節制を勧めるとともに、健康な人間の早婚を勧めている。「健康な人間は結婚にあこがれる。正当にもそれゆえ早婚は勧められる。早婚はもっとも確実に性的墮落を防ぐ」(S. 109)。そのために、Linserは結婚前の医師の診察をも勧める。「十分に価値あり健康な人間だけが婚姻共同体を結成することができる。結婚相談所の活動には特別な注目が向けられねばならない。あらゆる手段でもって、遺伝病および感染症が結婚へと持ち込まれないように予防しなければならない。それゆえ望ましいのは、新郎新婦を婚姻締結前に結婚適性への医師の診察に服させることである」(S. 109f.)。ここに感染症と並んで「遺伝病」が挙げられているが、この当時は妊娠中絶の事由の一つに「優生学的事由」があったように(池谷2009)、優生学的な思想が根強くあったのである。

Habermannは、性衝動を解決するためとして、「今単純に「自由な関係」あるいは「友だち婚 (die Kameradschaftsehe)」を勧めるわけにはゆかない」(S. 293)とする。その理由としてHabermannが挙げるのは、第1に、避妊具の信頼性がない状況では、自由な関係においても子どもが生まれる可能性があり、その未婚の子が物質的不利益を被ること、第2に、性病の予防という点で、自由な関係は問題があること、この2点である (ebenda.)。

ここで言われている「友だち婚」とは、Benjamin Barr LindseyがWainwright Evansとの共著《The Companionate Marriage》(1927)で主張した「友愛結婚」を指すものと思われる。それは、後にNeubert(1956b, S. 155)がドイツのAlice und Otto Rühleが勧める「試験婚」(Probeehe)をLindseyの「友だち婚」と同一視して、これに反対していることから推察される。

なお、この節制の問題と絡んで、Brandtは、男女間の身近な交際は否定せず、むしろその積極的な意義を強調しており、この点で男女共学を積極的に支持している。「無害な種類の男女間の早期の交際は性格形成にとって計り知れない価値がある。それゆえ最近再び出されている、学校における男子と女子の共同教育への要求もまったく支援されうるものである」(S. 41)と。DDRにおける男女共学問題は、性教育を論じる際にも重要な論点となる。この点については、別稿で触れるが、さしあたり、次の点だけをここで指摘しておく。

ここでBrandtが述べている「男子と女子の共同教育への要求」がいったい何を指しているかは定かではない。ただ考えられうるのは、おそらくは後で見る1946年の「ドイツ学校民主化法

(Gesetz zur Demokratisierung der deutschen Schule)」か、あるいはドイツ人民教育中央管理局 (die Deutsche Zentralverwaltung für Volksbildung) の当時の局長であった Paul Wandel が 1947 年 3 月に行なったコメントではないかと思われる。

もっとも「ドイツ学校民主化法」では、第 1 条「ドイツの学校の目的と任務」で、「ドイツの民主的学校は、青少年を自主的に思考し責任を自覚して行動する人間に教育し、彼らが人民の共同社会のために積極的に尽力する能力と用意のあるように育てなければならない。学校は、文化の伝達者として、青少年をナチス的・軍国主義的見解から解放し、諸国民の平和的・友好的共存の精神と真の民主主義の精神にもとづいて、青少年を真のヒューマンズムへ訓育する任務をもつ。学校は、社会的要請にもとづきつつ、すべての青少年に対し、財産・信仰・出自の別なく、彼らの傾向・能力にふさわしい価値ある教育 (Ausbildung) を与えるだろう」とされている。しかし、注意深く見ると、「財産・信仰・出自の別なく」とはあるにしても、性別の問題は、ここには採り入れられていない。

また第 2 条「学校機関 (Schulträger) と学校形態」において、「公教育制度の形態は、女子と男子にとって平等な、有機的に組織された民主主義的学校システム、つまり民主的統一学校である」とされているが、必ずしも男女共学について語られているわけではなかった。

また、たしかに、ドイツ人民教育中央管理局 (die Deutsche Zentralverwaltung für Volksbildung) の当時の局長であった Paul Wandel は 1947 年 3 月のコメントにおいて、学校に関連した性役割の扱いに対して、次のような意見を発表している。「女性と男性は学校教育にもとづいて全く平等な可能性を得る (得なければならない)」、「それゆえ、女性が本来家庭向きに考えられていると始めから言うようなものは何も学校にはあっては (ならず)、基礎学校、上級学校における教育全体は、女性と男性にとって平等な発達が確保されるように、行なわれねばならない」(Kemnitz, S. 85 より引用)。しかしこれで男女共学を考えていたわけではなかった。逆に、すでに「男子上級学校と女子上級学校の男女共学上級学校への合併」に至ったことを、Paul Wandel は 1946 年 8 月には性急な措置だ、学校改革の実施の際の 1 つの「誤り」だとすら呼んでいたのである (ebenda.)。

4. 学校民主化法と性教育の位置づけ

ではソ連占領下でどのような性的啓発活動 (性教育) が行われていたのであろうか。ここでは、まず当時の学校教育について簡単に触れ、その上でいくつか性教育実践を見ていくことにする。

(1) ドイツ学校民主化法 (1946 年)

1945 年 5 月 8 日のナチス崩壊後、ソ連占領地域では、8 月 2 日の「ポツダム協定」、8 月 25 日のソ連軍政部 (SMAD) 命令第 40 号 (Befehl Nr. 40 der SMAD über die Vorbereitung der Schulen zum Schulbetrieb, Die Kommission für deutsche Erziehungs- und Schulgeschichte

der Deutschen Akademie der Wissenschaften zu Berlin 1970, S. 182) と人民教育中央管理局 (ZVFV) の施行令にもとづいて、早くも10月から学校が再開された。その後、「ドイツ学校民主化法」(1946年6月12日施行) が公布されて、学校の制度と目的が定められていく。以下前文を除く条文を掲げておこう。

第1条 ドイツの学校の目的と任務

ドイツの民主的学校は、青少年を自主的に思考し責任を自覚して行動する人間に教育し、彼らが人民の共同体のために積極的に尽力する能力と用意のあるように育てなければならない。学校は、文化の伝達者として、青少年をナチス的・軍国主義的見解から解放し、諸国民の平和的・友好的共存の精神と真の民主主義の精神にもとづいて、青少年を真のヒューマニズムへ教育する任務をもつ。学校は、社会的要請にもとづきつつ、すべての子ども・青少年に対し、財産・信仰・出自の別なく、彼らの傾向・能力にふさわしい価値ある教育 (Ausbildung) を与える。

第2条 学校機関と学校形態

青少年の学校教育は、もっぱら国家の案件である。宗教授業は宗教団体の案件である。詳細は施行規則により定める。

公教育制度の形態は、女子と男子にとって平等な、有機的に組織された民主主義的学校システム、つまり民主的統一学校である。

第3条 民主的統一学校の構成

民主的統一学校は、幼稚園より大学に至るまでの全教育を包括し、社会的必要性から生じる課題にしたがって構成される。それは以下の原則にもとづいてつくられる。

a) 就学前段階 (幼稚園)

幼稚園は、就学前の教育施設である。それは、子どもに十分な入学準備を与える任務をもつ。

b) 基礎段階 (基礎学校)

入学条件をそなえているばあい、学年度開始の3カ月前に6歳に達しているすべての子どもは基礎学校 (Grundschule) にすすむ。

基礎学校は義務的である。それは8学年制で、ドイツ語、歴史、郷土科、地理、生物、物理、化学、数学、外聞語、芸術・工作、音楽、体育などが教授される。第6学年より、全生徒に近代外国語の授業が開始される。

第7、8学年度では、とくに第2外国語、数学、自然科学の科目において、補習コースが設置される。

農村の子どもに都市の子どもと同様の教育可能性を与えるため、単級学校ではない学校が設置され、ならびに中央学校 (Zentralschule)、寄宿舎が設置される。

c) 上級段階

基礎学校修了後、体系的継続教育が、職業学校および専門学校で、また上級学校において、さらには他の教育諸施設（夜間学校、人民大学の講習会その他）で行われる。

職業学校は3年とし、基礎学校を修了し他の学校に進学しないすべての14歳～18歳までの青年に義務づけられる。

職業学校は基礎学校の上に設置され、労働過程にある青年に職業理論の養成と並行して普通教育を広げる機会を与える。

専門学校は、職業学校の授業を体系的に継続する。そこでは就学者は、職業に必要な専門の養成と並行して、上級学校で授けられるものと同様の教育を得る。専門学校の優秀な修了者は大学へ進学できる。

上級学校は4年制とする。それは、大学への進学を可能にする知識を授け、能力を発達させる。

上級学校においては、全生徒に必修の中核授業（Kernunterricht）と並行して、経済的・文化的な生活や大学に適した継続教育の必要性にもとづいて、コース制がとられる。コースは、基礎学校の第7学年より始まる分化を体系的におしすすめる。

教育諸施設（夜間学校や人民大学の特別コースその他）の広い網を通して、人民のすべての階層のメンバーに職業活動を中断することなく、大学での学習に必要な知識を獲得する機会が与えられねばならない。

d) 大学

これについては、特別法で定められる。

第4条 すべての授業は、全段階において教授プラン（Lehrplane）にもとづいて行われる。

それは、授業の体系性、科学性を保証するものであり、ソ連地域の人民教育ドイツ管理局により認可される。

第5条 授業料、教育補助金

基礎学校ならびに職業学校の授業は、無償とする。資力のない親の子弟に対して、上級学校、大学での教育は、授業料免除、奨学金、補助金その他の措置で可能とされる。

第6条 学校行政、学校監督

a) すべての種類の学校および教育諸施設（幼稚園、保育園、盲・ろう・身体障害・就学困難児童の特殊学校）の管理、監督は、ソ連占領地域の人民教育ドイツ管理局の方針にしたがって、州の長（Präsident）により行使される。

b) 州の長の委任と指示にもとづいて、郡（Kreis）ないし市（kreisfreie Stadt）の人民教育庁（Volksbildungsamt）は、学校制度の管理・監督を行う。その地域の大学を除くすべての教育施設は、人民教育庁の所管とし大学は州の人民教育課の直轄とする。

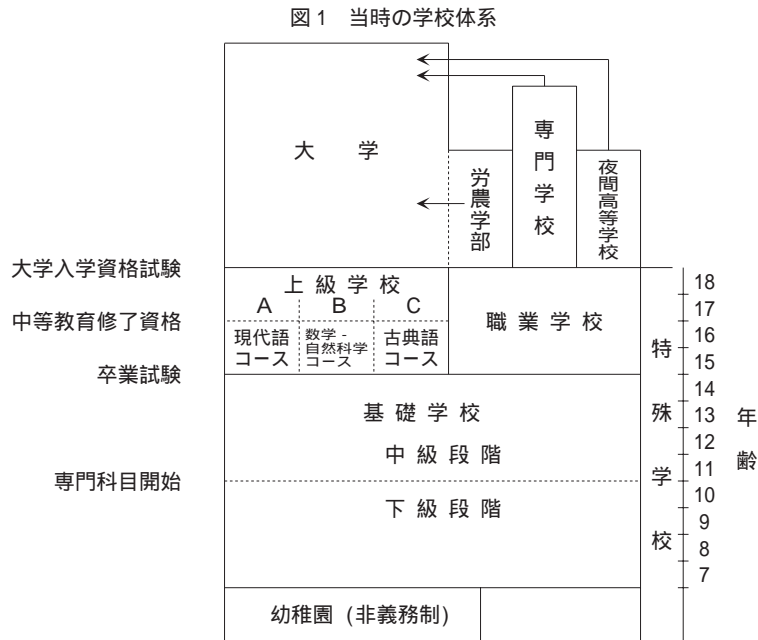
c) 個別学校の責任は、校長に負わせられる。校長は、州の長により任命される。

教員会議（Lehrerkonferenz）は、校長への助言機関（beratendes Organ）である。それは、内的外的な学校事項のすべての本質的決定に際して聴取されるものとする。

- d) 統一学校の新設年度においては、民主的諸政党、組織の代表は、学校当局 (Schulbehörde) を支援するため、最大の範囲でひき入れられねばならない。
- e) 学校と父母との結合を助長するため、個々の学校に父母委員会 (Ausschuss der Eltern) が設置され、すべての重要問題についての協議により学校管理を援助する。
- f) 学校生活づくりに対する生徒の参加に関する最終規則が定められるまでは、民主的青少年組織の代表に、父母委員会と共同して協議を通して学校生活に協働する機会が与えられる。

第7条 教員養成は、この法の原則的要請に応じて新しく取り決められる。それに関する特別法が定められる。

この当時の学校体系を図示したものが図1 (Autorenkollektiv 1960, p. 384, ただし一部訳を変更) である。



この学校民主化法の特徴はいくつかあるが (小出 1980, p. 44-45), ここでは次の点を指摘しておこう。第1に、当時の政治的課題であったブルジョア民主主義革命を教育において徹底させていくための法律だということである。第2の特徴は、反ファシズム・反軍国主義的精神から子ども・青少年を解放することを目標としていることである。これは、第1条の「青少年をナチス的・軍国主義の見解から解放し、諸国民の平和的・友好的共存の精神と真の民主主義の精神にもとづいて、青少年を真のヒューマニズムへ教育する任務をもつ」という一文に端的に表現されている。第3に、民主主義教育の具体化として、教育の無償化と授業の体系性・科学性の保証が挙

げられる。第4に、学校の管理運営に対する教員、生徒、親の参加が保障されていることである。ただし、こうした参加を前提としつつも、最終的には校長が責任の権限を有している。最後に、この学校は男女平等の民主的学校システムだということである。ただし、すでに触れたように、この男女平等は男女共学を必ずしも意味していないことに留意する必要がある。

(2) 性教育の位置づけ

では、こうしたソ連占領下での「学校民主化法」のもとで、具体的にどのような「性的啓蒙」がどのようなかたちで行われたのであろうか。

まず学校についていえば、Günther (1991, S. 167) によると、1945年には移動展示会が都市から都市へ、学校から学校へと行われた。それは予防のためにコンドーム使用を勧める啓蒙活動であった。すでに当時の生物の教科書には「性病は社会的混乱の時代に頻繁に生じる」という文章はあるにはあったが、性教育 (Sexualkunde) は教授プランには載っていなかった。わずかな熱心な教員だけが親と一緒に青少年の性的啓蒙に取り組んでいた。しかし全体としては、性病の情報伝達によって多く生み出されたのは、二人のパートナーが彼らの健康に対して共同の責任を負うという意識的な生活態度よりも、不安の方であった。

また、当時の性教育について、Klaus Riecken はこう述べている。

教育学の専門書では、性教育 (Geschlechtserziehung) というテーマは、そもそも見つけられなかった。ドイツのソ連占領地域での基礎学校と上級学校用の1946・1947年の最初の教科プランにおいても、生物においても他の教科においてもこのテーマへの指摘は見いだされない (Riecken, Klaus: Geschlechtserziehung in Mitteldeutschland. 1967, S. 6, Zimmermann 1999, S. 45f. より引用)。

さらにBach (1991a, S. 228f.) によれば、性問題は、性病を食い止めることにあったので、体系的な性教育もまた考えられず、州政府はすべての基礎学校卒業学年生を授業外の催しで教授しなければならないと指令していたが、その講演者は主に医者であった。性科学的研究、その学説と実践はもっぱら医学的になされた。その代表が先のKarl LinserやPeter G. Hesseらであった。

1947年になると、ソ連占領地域の最初の統一的な教授プランの生物学の教科に、「人間の生殖と個体発生的発達」というテーマが、11学年段階にのみ採り入れられ、生物学の事実と並んで、青少年のセクシュアリティの問題と性病予防も話しあわれることになった (Zimmermann, S. 46, BZgA, S. 24)。

青年団体ではどうかといえば、Günther (1991, S. 167f.) によると、1946年3月に創設された自由ドイツ青年同盟 (Freie Deutsche Jugend : FDJ) では、もっぱら共産主義教育が行われていたために、青少年にとって魅力的なテーマであるセクシュアリティは散発的にしか取り上げ

られなかった。Weber (1988=1991) によれば、「1948年から社会主義統一党の影響力は、教育の分野でも拡大した」結果、「1948年末自由青年同盟によって作られた児童機関「ユング・ピオニール」は、教師たちと一緒に子供たちにイデオロギー教育をすることになった」(邦訳 p. 51) という。また、マスメディアのセクシュアリティに対する態度もお堅くて (prude)、敵対的でしたらあったという。

(3) ソ連占領下での性教育実践例

こうした医師主導による性的啓発活動の中でも、わずかな教員が熱心に性教育の実践を行っていた。ここでは、二つの実践を紹介しておこう。

Ilse Dyck (1947) は医学領域で18年間にわたる青少年の活動をしてきたが、その中で「家庭と学校が最大の怠慢の罪の1つを犯すのは、私たちの青少年が全く啓発されていない時あるいは啓発がもっぱら不十分な時である。青少年を性病に関して啓発しようとする努力もまた、基礎が事実即ち啓発に置かれていない限りは、不可避免的に失敗せざるを得ない」(S. 13) という認識に至った。教職に移っても、この問題の解決が最重要なもの1つだと考えたDyckは、第9学年(15~16歳)の女子向けに、以下のような領域に関する「性的啓発」を行っている。女性器と男性器、月経、男性の陰部、植物・動物界における成長と生殖、女性卵子の男性精子による受精、人間の出生までの生育過程、乳児の世話、性病。その際Dyckの指導的な思想は、「幸福な結婚と健康な子孫を最終目標にした身体の純潔・健康の保持 (Rein-und Gesunderhaltung)」であった。このために教員に必要なのは、Dyckによれば、教育者の無条件な精神的成熟、正確な医学的専門知識、および自然な清潔な感覚と深い人間の理解による青少年に対する信頼である。

この授業で、Dyckは「なぜ私たちの時代には青少年の啓発が特に重要なのか」を話し合っている。その際、Dyckは母親世代と今日の若い人との違いを強調している。すなわち、私たちの母親は若い時に職業をもつのはまれであり、結婚までは家庭によって保護されていたし、母親たちも自分の娘と性的な問題について話すことを不安げに避けていた。しかし、「今日では、どの若い人もきわめて早くから職業——つまり危険に満ちた生活へと入り込まなければならない——そのために若い人は自分自身の進退を知らねばならない！ それを知ってのみ、若い人ははっきりと決定でき自分を脅かす危険に対処できる」(S. 14)。

その授業後、第8学年の女子の頼みに応じて、Dyckは自由意志の参加にもとづく追加の授業(学校外の世話)を始めた。これらの授業のやり取りの中で、次のことが明らかになってきたという。女子には啓発するのにちょうどいい時期であった。女子は自らすでに情報を探し、明解さを求めていた。女子は、性問題について仲間として自分を助けて明らかにしてくれる人がいることを救いであるかのように、感謝を感じていた。

Dyckの実践に対して、Josef Wenzel (1948) は男子クラスで実践を行っている。Wenzelによれば、今日の学校の任務はかつて以上に社会教育的なものであり、この前景に出てくるのは、性的啓発である。その目標は、「身体を守り、共同体において共同体のために奉仕するのに、そ

して健康で幸福な結婚を考慮して、身体を労働能力として保持することが必要であるという認識を、子どものうちに成熟せしめる」(S. 28) ことにある。この任務はとくに都市の教員に求められるという。というのも、都市では映画、文学や劣悪な交際などの否定的な影響や、青少年の間のかなりの数の性病が見られるからである。

Wenzel は、Dyck の教材は男子クラスでは早すぎると考えている。Wenzel は男子クラスでの経験から、次の 9 つの点を指摘している。

性問題を取り扱うのに固定した時期を挙げるができない。それぞれのクラスにはそれぞれ固有の「成熟水準」がある。

クラスの社会的構造を基本的に認識していることが、未婚の子や遅く生まれた子など個々の子どもの心を傷つけないための前提である。

男子の性問題に対する自然な関心や知識欲は、授業の基本的な準備を通じて、敏感にかつ共感的に指導されねばならない。

教材領域はその他の授業領域（生物）から有機的に出てこなければならない。

大きな価値は、青少年自身が発言し、「このような」ことについて話す最初の恥ずかしさを克服することに置かれねばならない。

男子は、女性は今日公的生活においても結婚においてもかつてとは異なった地位を占めているという事実をとくに考慮して、女子に対する自分の地位を意識しなければならない。

あらゆる質問は、青少年が他の助けに頼って自分の好奇心を満たすことのないように十分に扱われねばならない。

この授業時間にどの男子についてもするどく観察する方がいい。この時間での目立った感情の動きはとくに注意されねばならない。

教育者は、青少年の最大の倫理的危険は失業から生じることを常に意識しなければならない。

こうした男子クラスでの経験から、Wenzel は男子と女子とに分けてなされる啓発は、教育手段としても大きな成功を示していると考える。この点で、今多くの学校でうまくいっている男女共学はふたたび新たな問題を投げかけているという。最後に性的啓発の専門家の問題として、Wenzel は、「ベストな専門教員は子どもを長年社会教育的に世話しながら陶冶・訓育してきたクラス担任教員であろう」と述べている。

おわりに

最後に、以上の論述から、ソ連占領期における性教育の特徴を導き出し、まとめに代えることにする。

第 1 の特徴は、この時期の性教育は、性病の撲滅と予防が最重要課題であったこともあり、医師が性教育の主要な担い手となり、性病の知識伝達を重点とした「性的啓発」が中心に据えられ

ていたことである。学校での性的啓発もある程度は重視されていたが、まだ体系的なものではなく、一部の熱心な教員が散発的に実践していただけであった。

第2に、その際、性的啓発の中心的な課題は、性病の予防と撲滅、および性的節制の勧めに置かれていた。そして、性的啓発の中心的な目標は、幸福な結婚および純潔と健康の保持であり、そのために性的節制と早婚が勧められたりした。ここではいわば性交＝結婚＝生殖といった三位一体が強調されたのである。こうした目標は、50年代に入るともっと明確化されていくが、戦後初期の日本でも主張された「純潔教育」とほぼ同じものであったと言える。「純潔教育」においても、「健全で幸福な家庭」と恋愛＝結婚＝性原理が強調されていたからである（この点については、池谷2001参照）。

第3に、性教育者はオナニーに対しては比較的寛容な態度をとるようになっていたものの、ホモセクシュアリティに対しては否定的な態度をとっていた。そこにはいわゆる《誘惑仮説 Verführungshypothese》(BZgA 1995, S. 36) が支配していた。すなわち、ホモセクシュアリティは生得的なものではなく、むしろ悪友の誘惑によって誘発されるとする考えがあったのである。こうした仮説は、1970年代後半まで保持されることになる (ebenda.)。こうして健全で幸福な家庭像には、異性愛が暗黙の前提とされていたのである。

最後に、性教育の教育手立てとしての男女共学（男女共修）に関しては、この時期にはまだ賛否両論があり、意見が分かれている。

引用・参考文献

- Autorenkollektiv 1960: Geschichte der Erziehung. Erweiterte und Verbesserte Auflage. Volk und Wissen Volkseigener Verlag Berlin=1962 東ドイツ教育史研究者集団『現代教育史—社会主義教育の成立と展開』江藤恭二・平野一郎・吉本均編訳、明治図書、1962年
- Bach, Kurt R. 1991: Zur Entwicklung der Sexualpädagogik in der DDR. In: Hohmann, Joachim S. (Hrsg.): Sexuologie in der DDR. Dietz Verlag Berlin 1991. S. 228-238.
- Beevor, Antony 2002: Berlin The Downfall 1945.=2004 アントニー・ビーヴァー『ベルリン陥落 1945』川上洸訳、白水社
- Brandt, Wilhelm 1947: Sexualität und Erziehung. In: Langer, Erich/Brandt, Wilhelm 1947: Geschlechts-Krankheiten bei Kindern und Jugendlichen. Berliner Medizinische Verlaganstalt G.m.b.H. Berlin.
- Bundeszentrale für gesundheitliche Aufklärung (BZgA) (Hrsg.) 1995: Familienplanung und Sexualpädagogik in den neuen Bundesländern. Eine Expertise im Auftrag der BZgA von Harald Syumpe und Konrad Weller unter Mitarbeit von Lykke Aresin, Kurt R. Bach, Jutta Resch-Treuwerth, Eduard Stapel. Köln.
- Dyck, Ilse 1947: Erfahrungen über die sexuelle Aufklärung in der Schule. In: *die neue schule*, 2. Jg., Nr. 15, 1947, S. 13-15.
- Falck, Uta 1998: VEB Bordell. Geschichte der Prostitution in der DDR. CH. Links Verlag, Berlin.
- Grau, Günter 1995: Sozialistische Moral und Homosexualität. In: Grumbach, Detlef (Hrsg.): Die Linke und das Laster. Schwule Emanzipation und linke Vorurteile. Mannerschwarm Skript Verlag Hamburg 1995, S. 85-141.

- Günter, K. -H. /Uhlig, G.: Geschichte der Schule in der Deutschen Demokratischen Republik von 1945 bis 1968.
- Günther, Erwin 1991: Geschlechtskrankheiten und AIDS in der DDR. In: Hohmann, Joachim S (Hrsg.) 1991: Sexuologie in der DDR. Dietz Verlag Berlin. S. 165-174.
- Kemnitz, Heidemarie 1999: „Jungen und Mädchen auf einer Bank“ - Zum Umgang mit der Koedukation in der DDR. In: Horstkemper, Marianne/Kraul, Margret (Hrsg.): Koedukation. Erbe und Chancen. Deutscher Studien Verlag, Weinheim S. 82-100.
- Kleßmann, Christoph 1991: Die doppelte Staatsgründung. Deutsche Geschichte 1945-1955, 5. überarbeitete und erweiterte Auflage, Göttingen.=1995 クリストフ・クレスマン『戦後ドイツ史 1945-1955 — 二重の建国』石田勇治・木戸衛一訳, 未来社
- Langer, Erich/Brandt, Wilhelm 1947: Geschlechts-Krankheiten bei Kindern und Jugendlichen. Berliner Medizinische Verlaganstalt G.m.b.H. Berlin.
- Linser, Karl 1946: Die Geschlechtskrankheiten. Ihre Gefahren für Familie und Volk, ihre Behandlung und Bekämpfung. Arbeitsgemeinschaft medizinischer Verlag, Verlag des Deutschen Hygiene-Museums, Dresden.
- Ministerrat der Deutschen Demokratischen Republik. Minisiterium für Gesundheitswesen 1967: Die Bedeutung der Befehle der SMAD für den Aufbau des sozialistischen Gesundheitswesens der Deutschen Demokratischen Republik. Dokumentation aus Anlaß des 50. Jahrestages der Großen Sozialistischen Oktoberrevolution. Berlin.
- Neubert, Rudolf 1956a: Bedeutung und Gestaltung der sexuellen Erziehung. In: *Berufsbildung*, Heft 1, 1956, S. 7-10.
- Neubert, Rudolf 1956b: Die Geschlechterfrage. Ein Buch für junge Menschen. 3. Aufl. Greifenverlag Rudolfstadt 1956.
- Weber, Hermann 1988: DIE DDR 1945-1986. R. Oldenbourg Verlag, München=1991 H・ヴェーバー『ドイツ民主共和国史「社会主義」ドイツの興亡』斎藤哲・星乃治彦訳, 日本経済評論社, 1991年
- Wenzel, Josef 1948: Zur Frage der sexuellen Aufklärung. In: *die neue schule*, 3. Jg., Nr.3, 1948, S. 28.
- Zimmermann, Susanne 1999: Sexualpädagogik in der BRD und in der DDR im Vergleich. Psychosozial-Verlag Gießen.
- 池谷壽夫 2001: 「純潔教育に見る家族のセクシュアリティとジェンダー」, 『教育学研究』第68巻, 第3号, 2001年9月, pp. 16-27.
- 池谷壽夫 2009: 「DDRにおける妊娠中絶問題の歴史的展開」, 『現代と文化』(日本福祉大学福祉社会開発研究所) 第120号, pp. 73-105.
- 小出達夫 1980: 「東ドイツにおける反ファッショ・民主主義的教育改革(1945~1946)」, 『北海道大学教育学部紀要』第36号, pp. 1-48.
- 川越修 1995: 『性に病む社会 — ドイツ ある近代の軌跡 —』山川出版社, 1995年